

shibechea

お知らせ
topic

年末年始ガイド

問 総務課庶務係（2階①番窓口 ☎ 211）

役場および各公共施設、町立病院の年末年始の休日についてお知らせします。

施設など	今年度の年末年始
●役場 ※火葬・死亡届など緊急を要する場合は、休みの間も受け付けています。 ●ふれあい交流センター・各地区公民館・町有バス ●町立病院 ※定期薬を服用の方は、休み中に薬切れが生じないよう早めの受診をお願いします。 ●ゴミの収集	12月26日(金)まで通常どおり 12月27日(土)～1月4日(日)まで休み 1月5日(月)から通常どおり
農業者トレーニングセンター・ふれあいプラザゆう・武道館・博物館・開発センター	12月28日(日)まで通常どおり 12月29日(月)～1月3日(土)までお休み 1月4日(日)から通常どおり
コンビニ交付（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍・戸籍の附票）	12月29日(月)～1月3日(土)までは 取り扱い中止となります
●各認定こども園・保育園・児童館 ●グリーンセンター（ゴミの受け入れ）	12月27日(土)まで通常どおり 12月28日(日)～1月4日(日)までお休み 1月5日(月)から通常どおり
図書館	12月27日(土)～1月3日(土)まで休み 1月4日(日)から通常どおり

shibechea

お知らせ
topic

補正予算

問 企画財政課財政係（2階⑭番窓口 ☎ 225）

第4回定例町議会において、令和7年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、農業用排水維持補修事業、強い農業づくり事業、育成牧場経費、除雪対策などで、3億3,217万8千円を追加し、予算額は132億5,724万5千円となりました。そのほか各会計の補正予算額及び一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

主な補正予算		事業費	内 容
農林水産業費	農業用排水維持補修事業	7,156	
	強い農業づくり事業	80,136	
	育成牧場経費	9,133	飼料費他
土木費	道路台帳補正委託料	3,800	
	除雪対策	171,860	委託料

令和7年度 標茶町各会計予算の概要 （単位）千円

会 計 別		補正前予算額 (A)	12月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+(B)
一 般 会 計		12,925,067	332,178	13,257,245
特別会計	国民健康保険事業 事業勘定	1,099,841	-	1,099,841
	介護保険事業	1,610,002	4,744	1,614,746
	後期高齢者医療	143,837	-	143,837
合 計		15,778,747	336,922	16,115,669

病院事業	歳入	1,499,528	228,226	1,727,754
	歳出	1,563,713	228,226	1,791,939
水道事業	歳入	439,313	0	439,313
	歳出	485,928	0	485,928
下水道事業	歳入	602,043	11,445	613,488
	歳出	643,345	250	643,595

法定調書の提出はお早めに！

問 釧路税務署（☎ 0154-31-5100）、町民課税務係（1階⑩番窓口 ☎ 154）

令和7年分の法定調書の提出期限は2月2日(月)です。

なお、法定調書の種類により提出先が異なりますのでご注意ください。

▶ 釧路税務署に提出するもの

次の調書に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添えて提出してください。

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書
- ・不動産の使用料などの支払調書
- ・不動産等の譲り受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買または貸し付けのあっせん手数料の支払調書

▶ 受給者の住所地の市町村に提出するもの

- ・給与支払報告書（個人別明細書）

※給与支払報告書（総括表）を添えて提出してください。

- ・退職所得の特別徴収票

▶ その他

- ・税務署へ提出する法定調書（合計表を含む）は、作成や提出が大変便利な「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で提出することができます。

- ・地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくと、税務署や市町村へ提出する給与や年金の源泉徴収票・支払報告書を一括で作成し、提出することができます。
- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、法定調書の提出義務者（支払者など）は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭などの支払を受ける方および支払者などのマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。ただし、本人へ交付する源泉徴収票や支払調書等へのマイナンバーの記載の必要はありません。
- ・詳しくは、国税庁ホームページまたはeLTAXホームページをご覧ください。

標茶町新年交礼会

問申 総務課庶務係（2階⑬番窓口 ☎ 211）

令和8年標茶町新年交礼会を開催します。ご家族、ご友人などお誘い合せのうえ、多数のご来場をお待ちしています。当日は酒類も用意していますので、お酒を飲まれる方は、車でのご来場はご遠慮ください。

▶ 日時 **1月5日(月)** 18:00 開会

▶ 場所：コンベンションホールういず

▶ 料金：2,000円（当日会場で受け付けします）



新春大抽選会



問 標茶町商工会（☎ 485-2264）

▶ 日時 **1月4日(日)** 11:00 ~

▶ 場所：標茶町開発センター 町民ホール

- ・その1：標茶町プレミアム付きお買い物券購入者限定企画
「お楽しみ抽選会」
- ・その2：富くじ交換者限定企画
「しべちゃどんぐりスタンプ会富くじ抽選会」
- ・その3：会場来場者にチャンスの特別企画
「抽選で牛乳1ℓが当たる牛乳消費拡大PR」 標茶町酪農振興会連合会提供

※詳しくは、12月下旬の新聞折り込みチラシまたは商工会ホームページをご覧ください。

shibecha

お知らせ
topic

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

問 総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口内 218）

本町では、マイナンバーカードの申請を随時受け付けしています。郵便局での申請や出張申請など、さまざまな取り組みを行っています。

マイナンバーカードに関する問い合わせも可能ですので、ぜひご利用ください。

不明な点などがあれば、上記係まで問い合わせください。

■郵便局でも申請できます

磯分内郵便局、虹別郵便局、塘路郵便局で、マイナンバーカード申請支援事務を行っています。無料で写真撮影や印刷などサポートしていますので、まだ、マイナンバーカードをお持ちでない方は、郵便局に行かれた際にお声掛けください。

▶取扱い：月曜日から金曜日の9：00～17：00

※祝日および年末年始を除きます。

■「出張申請」どこにでも伺います

「申請したいけどよく分からない」「手伝ってもらおうにも役場や公民館には行けない」「聞きながら申請したい」など、マイナンバーカードを取得するのが難しい、役場にはなかなか行けない、何なら来てほしい！という方のために、2人以上のグループであれば、ご自宅・集会所など場所を問わず、どこにでも出向き、マイナンバーカードの申請サポートを行います。申請はインターネット経由で、当日は顔写真を無料で撮影します。マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得してください。

▶申し込み：右記コードより申し込みください



■商品券を贈呈します

本町では、令和4年7月22日以降に初めてマイナンバーカードを取得する方に対し、カード交付時に町内で使える商品券1,000円分を贈呈しています。

shibecha

お知らせ
topic

町営住宅 入居者募集



問 建設水道課住宅都市計画係（1階⑨番窓口内 275）

12月10日現在、退去届が出されている住宅です。入居日については、修繕などにより遅くなる住宅もありますのでご了承ください。なお、持ち家がある方、滞納している方、所得が一定以上ある方は申し込みできません。

▶締切 **1月9日金**

団地名	棟番号	竣工年度 (改修年度)	室構成 LDK	募集 戸数	月額家賃(円)
川上団地	K-2	(H29改修)	3	1	19,600～29,100
	K-4	(R2改修)	3	1	20,400～30,400
桜団地	S-1	(R4改修)	3	3	19,800～30,800
	S-3	(R6改修)	3	4	20,400～31,500
	S-8	H6	3	5	22,400～34,600
	S-10	H6	3	3	22,400～34,600
	S-11	H17	3	1	22,800～33,900
磯分内 団地	I-3	H11	2	1	18,300～27,300
	I-11	H27	2	1	19,700～29,300
塘路団地	T-10	H15	3	1	20,900～31,100

shibecha

お知らせ
topic

町立病院 高圧電磁設備更新による全館停電

問 標茶町立病院（☎ 485-2135）

町立病院の高圧電磁開閉器等設備の更新を行うため、下記の日時に病院内（全館）が停電となります。

それに伴い、当該時間帯につきましては、救急診療を制限させていただく場合があります。

作業中は、照明が薄暗くなり、院内設備の利用が一部制限されますのでご了承ください。

患者様、ご来院の皆さまにはご不便をおかけしますが、病院機能を正常に保つために必要であることから、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶日時 **1月10日土**

7：30～16：00（停電する時間帯）

▶場所：病院内全域



一定面積以上の土地取引には届出が必要です

問 企画財政課企画調整係（2階⑭番窓口㊦ 229）

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に関する契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、市町村への届出が必要です。

▶取引の規模（届出が必要な土地の面積）：

- 都市計画区域内…5,000㎡以上
- 都市計画区域外…10,000㎡以上

※個々の土地の面積が小さくても、複数取得した一団の土地の合計が上記の面積以上となる場合には、届出が必要です。

▶届出書類（各1部）：

※令和7年7月1日より、国土利用計画法施行規則の改正に伴い、届出書の様式が変わっています。

- 土地売買等届出書
- 土地売買等契約書の写し
- 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の図面
- 土地の形状を明らかにした縮尺5百分の1から2千分の1程度の図面（公図、測量図など）

▶届出期限：

- 契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6ヶ月以下の懲役又は100万以下の罰金に処せられることがあります。

▶届出方法：

次のいずれかの方法により提出してください。

- 届出書類のデータを電子メールで標茶町に提出
- 紙で出力した届出書類を標茶町の窓口へ直接提出
- 紙で出力した届出書類を郵送で標茶町に提出

▶届出・問い合わせ：

役場企画財政課企画調整係

〒088-2312

標茶町川上4丁目2番地

TEL 485-2111

FAX 485-4111

メール k_kikaku@town.shibecha.lg.jp

※変更後の届出書や事後届出制度について、詳しくは標茶町または北海道のホームページをご確認ください。

▼北海道ホームページ

国土利用計画法に基づく大規模な土地の権利移転に係る届出



▼標茶町ホームページ

大規模土地取引の届け出（国土利用計画法の届け出）



一定面積以上の **土地取引** には

届出が必要です！

市街化区域

2,000㎡

市街化区域以外の
都市計画区域

5,000㎡

都市計画区域外

10,000㎡

チェックしてね！

とちーた
土地政策の
イメージキャラクター

**国土利用計画法に
基づき…**

- ▶ 届出期限は、契約締結日を含めて**2週間以内**です。
- ▶ 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市市長に対して行います。
- ▶ 届出がなされた土地について利用目的を審査した後、必要に応じて勧告または助言が行われます。
- ▶ **届出は義務**であり、届出を**しなかった場合は罰せられます**。

詳しくは土地所在地の都道府県または政令市にお問い合わせください。

